

1 議 事 日 程

〔令和8年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

令和8年3月6日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第20号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第21号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第8号 市道路線の認定について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	入江 寿 議員	副委員長	今泉 義文 議員
委員	陶山 良尚 議員	委員	堺 剛 議員
〃	木村 彰人 議員	〃	岡林 直人 議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

都市整備部長 (併公営企業担当)	伊藤 健一	観光経済部長	竹崎 雄一郎
都市計画課長	古賀 千年志	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	草場 康文
建設課長	堀 修一朗	産業振興課長	満崎 哲也
上下水道課長	田中 潤一	国際・交流課長	瀧上 幸治
上下水道施設課長	清武 伸寿		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野寄 正博	議事課長	花田 敏浩
書記	木村 幸代志		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

日程は、お手元に配付しているとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（入江 寿委員） 審査に入ります。

日程第1、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について議題とします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の15ページから17ページ、新旧対照表は4ページをご覧ください。

太宰府市五条地区活性化検討委員会につきましては、太宰府市五条地区の活性化に関する事項について調査及び審議をすることを目的に設置するもので、市民や学識者等による検討委員会を組織するために、条例の一部を改正するものです。

ご説明は以上となります。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） そうしましたら活性化検討委員会でございますけども、何名ぐらいのメンバーでどういう構成なのかということと、どれぐらいの期間やるのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 委員の構成につきましては、今10名程度を予定しておりまして、今後のスケジュール等については、今後具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これ附属機関の性質をちょっとお伺いしたいんですけども、附属機関だと協議体、協議するだけとか、あと市長の諮問があってそれに答申するっていう会議体とかありますよね。この今回の太宰府市五条地区の活性化委員会、これ恐らく諮問機関だと思うんですけども性質、会議体の性質は何でしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（古賀千年志） 具体的な委員の構成であったり、先ほど申し上げられたことについてちょっと具体につきましては、これからさらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（入江 寿委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 恐らくこれ諮問があるわけでしょ。諮問が。それだけでも聞いとかなないと、この会議体の重さが分からないので、それだけでもお答えいただければと。

○委員長（入江 寿委員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 諮問云々も含めて、今検討しておるところでございます。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） この委員の選任についてもこれからということなんですけども、もう基本的な話なんですけど、市民の公募と女性委員の登用、そこら辺、恐らくこれ附属機関等の設置及び運営に関する要綱と附属機関等の委員公募要領に基づいて選任されると思いますけれども、これでよろしいでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 要領にのっとって選出することになるかと思えますけど、具体的なことにつきましては今から検討してまいるということになっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって議案第10号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第20号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○委員長（入江 寿委員） 日程第2「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中潤一） 議案第20号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書49ページ及び条例改正新旧対照表47ページをご覧ください。

今回の改正は、本市におきまして、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の施工を可能とする特例規定を設けるものです。

改正の理由としましては、令和6年に発生した能登半島地震では、宅内配管工事を担う地元業者が被災したこと等により、宅内配管業者の確保が困難となり、その結果、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期間続いたことが挙げられています。

本市における給水装置工事は、原則として本市が指定した事業者に限られていますが、特例規定を設けることで、災害やその他の非常時に地元の給水装置工事事業者の確保が困難となった場合には、宅内配管の早期復旧と、被災地における給水装置工事の適正な実施を図ることを目的としています。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡林委員。

○委員（岡林直人委員） 今の説明で、恐らく多分災害その他の非常時っていうので地震というのは想定されてるかと思うんですけども、ほかに想定されているような災害であったり非常時があればお伺いできればと思います。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 今おっしゃったように、能登半島地震を契機としておりますので、主に地震っていうことを想定しております。そのほかは、あくまで地元の業者の確保が困難となった場合ということで、それぞれで判断をするような形になろうかと考えています。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 今回の条例改正、これ非常に大事なことだと思ってます。東北復興支援からもう15年、熊本から10年です。もう本当に能登の事例に基づいてこの改正ですので大事なんですが、1つ気になるのは他市はどういう状況ですか。他市も一斉に、今回の状況、条例改正しているのか、その辺りをお聞かせください。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 他市もそれぞれの時期で改正を行っております。本市のように

今回の議会で改正を行っているところもございますし、もう先に改正しているところもあるようです。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。1つこれは意見で回答は要りません。結局、今回の条例改正っていうのはこのバリアを除くための条例改正だと思ってますので、災害時にほかの条項でバリアになりそうな想定がされる場所があるのかどうか、ちょっと私も分かりませんが、他市の動向をしっかりと条例改正されているところを注視しながら、災害時における条例の妨げなどがあるのであれば、それに伴って改正はこれ順次行っていただきたいことを申し述べておきたいと思います。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 指定業者の指定要件なんですけど、恐らく本市とほかの地域は同程度の内容だと思うんですけど、ちなみに本市の場合の指定業者の指定要件、それをちょっと確認したいんですが。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 指定要件は、水道法と太宰府市の規定等で定められております。主に、給水装置工事主任技術者の選任、工事に必要な工具の保有、それと欠格条項、主にこの3点となっております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） ほかの水道事業者が認定した事業者も使えるということなんですけど、もうほぼほぼ全国的にそこら辺の要件というのはほぼ同じと考えていてよろしいのでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） 基本的には水道法で定められておりますので、大きな違いはないかと思いますが、若干すいません全ての他の給水条例等、確認してはおりませんので若干の違いはあるかもしれません。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） そうすると災害時等の非常時に本市域で他市の事業者の工事がある場合に、何かしら指定業者であるということの証明なりの手続が何か要りそうな気がするんですけども、そこら辺この全国的に指定業者がどこでもこれ活動できるというふうになった場合の、本市の何か体制とか、その手続上何か踏まなきやいけないとか、そういうのはあるんでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） すみません、まだその辺りまでは深く検討しておりませんが、今後、そういったことも他市の状況とかも聞き取りながら検討していくような形になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第21号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

○委員長（入江 寿委員） 日程第3、議案第21号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中潤一） 議案第21号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書51ページ及び条例改正新旧対照表48ページをご覧ください。

今回の改正は、災害その他の非常時において、他の市町村から指定を受けた指定工事店が、円滑に排水設備工事等を実施できるようにするものです。

改正の理由としましては、令和6年に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損するとともに、指定工事店自身も被災したことで、工事を実施できる指定工事店が不足し、その結果、排水設備等の復旧作業が遅れる事態が発生しております。本市における排水設備等の新設等の工事は、本市の指定工事店に限られておりますが、災害や非常時において、市長が必要と認めた場合には、他の市町村長の指定を受けた指定工事店にも工事を行わせること

ができるようにするものです。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 先ほどの水道とほぼ同じ内容だと思います。ちょっと聞き漏らしたというか、下水道のこの条例に関してお聞きしますけども、これよその事業者が本市で仕事をするということはなかなか一般的にはちょっとほらデリケートなところがある。そこら辺で下水道事業団体に関して、本市の中で、そこら辺のこういう周知が徹底してないと、またトラブルが起こったりするような可能性もありますので、そこら辺の事業者あたりの周知徹底、お知らせですよね、こちらのほうはまだこれからでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 施設課長。

○上下水道施設課長（清武伸寿） その辺りはまた全国的な事業者を使えるようにするようなものですので、なかなかその周知徹底っていうのが、どのような方法があるかっていうのはあるかと思いますが、当然、工事の際に、まず設計の審査ですとか工事の検査っていうのもございますので、そういったところでも工事の品質っていうのは確保できるかなとは考えています。以上です。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第8号 市道路線の認定について

○委員長（入江 寿委員） 日程第4、議案第8号「市道路線の認定について」を議題とします。

執行部の説明の後に現地調査を行います。

ここでお諮りします。

委員派遣承認要求につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(入江 寿委員) 質疑は現地調査終了後に行います。

それでは執行部の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(堀 修一郎) 議案第8号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、市道路線の認定をお願いする路線は、1路線です。

議案書9ページから12ページに路線と位置図等の資料を添付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

路線名は、隈4号線です。場所は朱雀3丁目で榎納骨堂の南側になります。宅地造成により寄附を受けた道路です。

説明は以上になります。

○委員長(入江 寿委員) 説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。

委員の皆様は庁舎東側にお集まりください。車で5分後、大体10時20分に出発したいと思います。所要時間は約30分程度を予定しております。

再開時刻については現地調査終了後に連絡いたします。

休憩 午前10時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時44分

○委員長(入江 寿委員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号「市道路線の認定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡林委員。

○委員(岡林直人委員) 新人なので質問したいんですけども、この市道路線の認定について市のメリットとデメリットがあればちょっとお伺いしてみたいです。

○委員長(入江 寿委員) 建設課長。

○建設課長(堀 修一郎) メリットとしましては、地方交付税の対象になるというのがメリットとして上げられます。あとは市としてのメリットなんですけど住民としてのメリットはそこで建築できるというのが大きなメリットかなというふうに思います。

以上です。

○委員長(入江 寿委員) ほかにございませんか。よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回ミニ開発みたいな形の道路だったと思うんですけど、市道認定としてこれ市がこれ採納を受け取る市道としての要件というのがありましたら、例えば、戸建てが何件以上造らなきゃいけないとか、そういう基準があったら教えていただきたい。

○委員長（入江 寿委員） 建設課長。

○建設課長（堀 修一郎） 今回、開発ではなくて1,000平米以下でしたので開発には当たらないということになります。市のほうでは太宰府市の道路採納規程というのがありまして、それに有効幅員が4メートル以上であるとか、どういった構造であるとかいういろいろ細かい指定がしてありますので、それに基づいて道路を採納しているような状況になります。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回のこの道路について、業者さんと恐らく協議を一定の規格で造っていかなきゃいけないんで、そこら辺の協議されたと思うんですけども、市のほうから何か協議事項、指摘事項があったら教えてください。

○委員長（入江 寿委員） 建設課長。

○建設課長（堀 修一郎） 一応道路寄附採納の規程に基づく指導をしておりますので、両側の側溝とか舗装の厚さとか、そういった指導は行っております。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） では、これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、議案第8号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員）　　ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員）　　異議なしと認め、お諮りしたとおり委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員）　　これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会　午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年5月18日

建設経済常任委員会 委員長 入 江 寿